

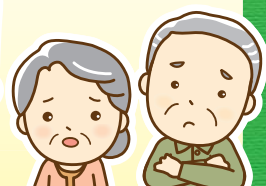
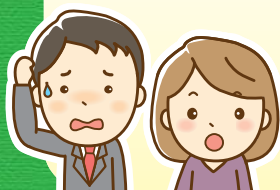
⚠️ **ご注意ください!**



郵政民営化前に預入された

郵便貯金の払戻しには

期限があります!



**お早めに
払戻しのお手続を!**

郵政民営化前 2007年(平成19年)9月30日までにお預けいただいた

定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、

すべて満期を過ぎています。満期後**20年2か月**経つと、

払戻しが受けられなくなります。

**ご家族にも
ご確認を!**

満期のご案内

満期後
10年経過の
お知らせ

権利消滅の
ご案内
(催告書)

預入期間等

10年間

10年間

2ヵ月

▲お預け入れ

▲満期

**払戻しが
受けられなく
なる!**

※2007年(平成19年)10月1日の郵政民営化以降にお預けいただいた貯金は、この対象ではありません。

満期後にお手続(※)をされ、その手続を行った事実が確認された場合は、満期後20年2か月の経過にかかわらず払戻しが受けられることもありますので、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の店舗までお申し出ください。

(※) 郵便貯金証書または通帳の再交付に係る請求、印章変更の届出、氏名変更または住所移転の届出



郵政民営化前に預入された

郵便貯金の払戻し手続きのご案内



満期を過ぎた郵便貯金証書
または通帳をお持ちの場合

郵便局の貯金窓口または
ゆうちょ銀行店舗にてお手続きを
お願いいたします

お手続きに必要なもの

払戻しのお手続きをされる郵便貯金証書
または通帳



お届け印



本人確認ができる公的証明書類



ご住所・お名前・生年月日の入った
マイナンバーカードや運転免許証など

郵便貯金証書または
通帳の所在がご不明の場合

郵便貯金をお持ちで
あることが確認できれば払戻し
のお手続きができます

※お受付から払戻金のお受け取りまでに日数がかかります。

郵便局の貯金窓口または
ゆうちょ銀行店舗にご相談ください

郵便貯金をお持ちかどうか確認できない場合は、
調査を行うこともできますのでご相談ください。
※調査には日数がかかる場合があります。

お手続きに必要なもの

お届け印



※調査についてはお届け印
以外でも可

本人確認ができる
公的証明書類



ご住所・お名前・生年月日の入った
マイナンバーカードや運転免許証など

お手続きの注意

- ※郵便貯金の払戻しのご請求を代理人の方が行う場合は、名義人さまの証明書類、代理人の方の証明書類および名義人さまからの委任状が必要です。また、郵便貯金をお持ちかどうかの確認を代理人の方がお手続きされる場合についても、上記証明書類等(名義人さまの証明書類を除く)が必要です。
- ※相続人さまがお手続きされる場合は、名義人さまがお亡くなりになったこと、および、請求人さまが相続人さまであることが確認できる戸籍謄本等の原本が必要です。
- ※各種保険証等、顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類が必要となる場合があります。
- ※払戻しのお手続きに必要なお届け印を紛失しているまたはご不明の場合は、別のご印章をご持参ください。

⚠️ ご注意ください! **ご自宅やお勤め先でお手続きする場合、必ず「預り証」をお受け取りください。**
窓口でお預りする場合も「預り証」をお渡ししています。

- 郵便貯金証書または通帳をお預けになる場合は、「預り証」を必ずお受け取りください。
- 「預り証」は、後日、現金・郵便貯金証書または通帳をお受け取りになるまで、大切にお持ちください。

ご不明な点はこちらまでお問い合わせください



郵便局の貯金窓口



ゆうちょ銀行の店舗

またはゆうちょコールセンターまで **0120-108420** (通話料無料)
● 平日 / 8:30~21:00 ● 土・日・休日・12月31日~1月3日 / 9:00~17:00

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
※お電話では郵便貯金に関する個別の状況にはお答えできません。

郵政管理・支援機構

(独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)

詳しくは

郵便貯金 機構

